

社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会（以下「法人」という。）の定款第23条第1項の規定に基づき、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会の役員等の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 常勤役員 理事長及び業務執行理事
- (2) 非常勤役員 理事及び監事

(報酬)

第3条 役員等の報酬の総額は、定款第23条の規定に基づき、各年度の総額が40,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与、通勤手当及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与、通勤手当及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次の表に定める額を支給する。

役職名	報酬の額	
理事長	月額	1,000,000円
業務執行理事	月額	650,000円

- (2) 賞与については、次の表に定める額を支給する。

	6月賞与	12月賞与
理事長	報酬月額×1.4	報酬月額×1.6
業務執行理事	報酬月額×1.3	報酬月額×1.5

(3) 通勤手当については、職員給与規程第14条に定めるところにより支給する。

(4) 退職手当の支給方法などについては、「独立行政法人福祉医療機構」の退職手当共済制度を準用することとし、支給額については、最終報酬月額に、次の表に定める在任年数ごとの支給乗率により算出した額を支給する。

在任年数	支給乗率	在任年数	支給乗率
1年～4年	5.2200	13年～16年	29.1450
5年～8年	10.7880	17年以上	36.1050
9年～12年	20.4450		

(5) 常勤役員が職務のため出張したときは、法人の旅費規程に定めるところにより、その費用を支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、次の表に定める額を支払うものとする。

理事・監事	報酬の額
理事会等の会議への出席	日額 20,000円
監事監査	
上記のほか、法人及び施設行事への出席	日額 10,000円

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、法人の旅費規程に定めるところにより、その費用を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。

(2) 賞与については、6月30日及び12月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支払うものとする。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときは、その金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成29年4月1日から平成29年6月の定時評議員会において、新しい理事が選任されるまでの間は、理事長を会長、業務執行理事を常務理事に読み替えるものとする。

(平成29年6月14日改正)

この規程は、平成29年6月14日から適用する。